

IKC テレビ・プッシュ契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるテレビ・プッシュ契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、IKC テレビ・プッシュ（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

- 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
サーバコンテンツ保有事業者	当社と提携し、基本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
機器	基本サービスの利用にあたって使用するIPボックスおよび付属品の総称
IPボックス	基本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介し

	テレビに接続する専用受信端末(専用リモコン・電源ケーブルを含みます。)
サーバ	IPボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
ソフトウェア	当社およびサーバコンテンツ保有事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためIPボックスに搭載されたシステム
コンテンツ	基本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
画像データ等	当社および加入者等より送られた写真、画像データ等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

基本サービスは、インターネットに接続されたIPボックスを介して次のサービスを提供します。

- (1) 緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
- (2) 降雨情報や自治体情報等の生活情報の取得
- (3) 画像データ等の投稿・閲覧

2. 当社は、第1項に定める基本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

3. 加入者は、転居に伴う設置場所の変更により、基本サービスの内容が異なる場合やサービス提供の継続が困難な場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第5条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、世帯毎に行うものとします。

第6条（利用の条件）

加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、テレビ、IPボックス接続用入力端子（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。なお、加入者はインターネット回線のメンテナンス、障害、停電等、電気通信の不具合により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があること、また、インターネット回線が、設置環境における周辺の天候、契約上のデータ使用量制限、機器の移設および電源設定などにより、サービスが正常に利用できなくなる場合があることをあらかじめ同意するものとします。

3. 当社が指定する地域にお住まいの個人または法人に限ります。

第7条（利用料金）

加入者は別表に定めるサービス利用料金を当社に支払うものとします。

第8条（利用料金の支払い）

料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第9条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第10条（契約有効期限）

基本サービスの契約有効期間は、契約成立日から1年間（以下「最低利用期間」といいます。）とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書類により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第11条（利用契約の申し込み）

申込者は、基本サービス約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
 - (2) その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
 3. 申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。
 4. 学校での基本サービス申込者については、学校の設置者に限ります。

第12条（申し込みの承諾）

当社は、基本サービスの申込みがあったときは受付けた順序にしたがって承諾します。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が基本サービス約款に違反する恐れがある場合
 - (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - (3) サービスの提供が著しく困難である場合
 - (4) その他、利用契約締結が不相当である場合

3. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

当社は、申込者が次の各号に反する場合は、加入申込を承諾しないものとします。また、加入者が、次の各号に反することが判明した場合は、何らの催告もせず、本契約を解除することができるものとします。これにより損害が生じた場合は、申込者及び加入者が賠償するものとします。

- (1) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって、次の反社会敵勢力のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ その他前各号に準ずるもの
- (2) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって前号の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次のいずれかに該当する関係を有しないこと。
- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 申込者及び加入者は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行なわないこと。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第 14 条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、基本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. IP ボックス等が設置された日を、基本サービスの利用開始日と定めます。

第 15 条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
3. 当社は、第 12 条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第 1 項から第 2 項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 第 1 項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第 2 項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
5. 当社が特に認める場合に限り、加入者は第 1 項および第 2 項に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第 16 条（名義変更）

加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、相続等当社が特に認める場合に限り、加入者は利用契約を承継する申込者への契約名義変更の申し込みをすることができます。

2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約名義変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

第 17 条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第 16 条（名義変更）に定める本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第 18 条（当社が行う基本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、当社やサーバコンテンツ保有事業者が通信設備の一部または全部に通信で接続することができなくなったとき
 - (2) 加入者が、当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第 1 号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその

理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、第1項第2号により基本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項から第3項において、基本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
5. 第1項第1号の規定により、当社が基本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合、当社は、基本サービスの全部または一部の提供を停止または休止する場合があります。

第19条（当社が行う基本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 基本サービスの料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠る恐れがある場合
 - (2) 基本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは加入者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合
 - (3) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (4) 第25条（加入者の維持責任）第1項、第26条（機密保持）第1項、第27条（禁止事項）、第29条（著作権）、第31条（加入者の義務）の規定に違反した場合
 - (5) その他、当社が基本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、基本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第20条（当社が行う基本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、基本サービスの提供を休止することがあります。

- (1) 当社施設の保守上または工事上やむをえない場合
 - (2) 当社施設に障害が生じた場合
 - (3) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 21 条（加入者が行う利用契約の解約）

基本サービスの加入者は、第 10 条（契約有効期間）の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

第 22 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 10 条（契約有効期間）の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 18 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
2. 当社は、加入者が第 19 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、前項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その加入者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。
 4. 当社は、第 1 項および第 2 項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 5. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの利用終了日と定めます。

第 2 章 サービスについて

第 23 条（機器）

加入者は IP ボックスを購入することができます。この場合、当社は IP ボックスが設置、設定された日から 24 ヶ月間保証（以下「保証期間」といいます。）するものとします。

2. 加入者は、当社が IP ボックスを 1 日 1 回当社指定の時間に再起動を実施することに同意するものとします。
3. 加入者は、IP ボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項の IP ボックスの

再起動時には、基本サービスの提供が一時停止することにあらかじめ同意するものとします。

第24条（機器の故障）

故障に対して当社が必要な措置を講じた場合、当該IPボックスの保証期間は、延長されないものとします。

2. 当社は、次の場合には有償にてIPボックスの当社が定める必要な措置を講ずるものとし、交換による再購入の場合は、当該IPボックスの保証期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理の料金および交換による再購入の料金は別表「機器料金」に定める通りとします。
 - (1) 当該IPボックスの保証期間を経過した場合
 - (2) 加入者の故意または過失による場合
 - (3) 加入者がIPボックスを本来の用法に従って使用していなかった場合
 - (4) 加入者が当社から購入したIPボックスを第三者に譲渡した場合

第25条（加入者の維持責任）

加入者は、IPボックスおよびHDMIケーブル等（以下「IPボックス等」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、基本サービス約款に適合するよう利用するものとします。また、基本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2. 加入者の故意または過失によりIPボックス等に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。
3. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第3章 雑則

第26条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第27条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（1）機器および施設の改変行為

- ① 機器を譲渡、質入れする行為、当社から貸与した機器を転貸する行為。またはそのおそれのある行為
- ② 機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- ③ 不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ① 基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ② ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③ 基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ① ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ② ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- ④ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑤ 当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

（4）違法・有害情報に関する行為

- ① 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、また

は侵害するおそれのある行為

- ② 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③ 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④ 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧ 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩ 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- ⑪ 第三者になりすまして基本サービスを利用する行為
- ⑫ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑬ 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭ 第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑮ 基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑯ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰ 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- ⑱ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲ 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

- ⑩ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ⑪ 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ⑫ その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(5) その他

- ① その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不相当と判断する行為
- ② その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第28条（情報の削除等）

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります

- (1) 前条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
 - (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
3. 第1項第1号から第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合、当社は、基本サービスの提供を停止する場合があります。

第29条（著作権等）

加入者等が投稿した画像データ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできないものとします。

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止する場合があります。

第30条（画像データ等の管理責任）

基本サービスにより加入者等が投稿した画像データ等は、加入者自身の責任において

管理し、保管するものとします。

2. 当社は、前項に定める画像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第31条（加入者の義務）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
 - (2) 加入者は、当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備内に保管された加入者のデータおよびソフトウェア内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
 - (3) 加入者は、基本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること
2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

第32条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第18条（当社が行う基本サービス提供の制限）の規定により、基本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第25条（加入者の維持責任）および前条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスが停止されたことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、第25条（加入者の維持責任）第1項、第26条（機密保持）第1項、第27条（禁止事項）、第29条（著作権等）および前条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社やサーバコンテンツ保有事業者に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
4. 当社は、基本サービスの運用・管理のために、加入者の使用するIPボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。
5. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の基本サービスの配信情報の視聴状態、IPボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - (1) 基本サービスの運用・管理
 - (2) 基本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧

- (3) 基本サービスにおける提供情報の選定等
- (4) 基本サービスの利便性の向上
- (5) 基本サービスの付加価値サービスの調査・開発

- 6. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとし、ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとし、
- 7. 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、当社およびサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとし、
- 8. 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、加入者自身が当社およびサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管したデータについて、加入者によるデータの管理・削除に起因して加入者が損害を被った場合、前項の規定に関らず、一切の責任を負わないものとし、
- 9. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとし、
- 10. 当社は加入者に対し、基本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとし、また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報を、加入者に対して配信することができるものとし、なお、当社は加入者に対して、当該各種情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務も負いません。
- 11. 加入者は、天変地変、またはその他の非常事態の際に第24条（機器の故障）に規定する措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとし、
- 12. 加入者は、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生することにあらかじめ同意するものとし、
- 13. 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、基本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとし、
- 14. IPボックス等設置時に当社または当社の指定する業者が加入者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や配線を変更することに同意するものとし、

第33条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

- 2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社

ホームページ上での掲載、加入者への通知等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

3. 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第 15 条（加入申込書記載事項の変更）第 1 項の規定に基づき別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との利用契約を解除します。
4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の 3 ヶ月前までに当社ホームページ上での掲載、加入者への通知等、当社が定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第 34 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第 35 条（関連法令の遵守）

当社は、基本サービス約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 36 条（国内法への準拠）

基本サービス約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 37 条（定めなき事項）

基本サービス約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 基本サービス約款は、2021 年 4 月 1 日より施行します。

別表.

1. 基本サービス利用料金

項目	月額料金
Forest/ライト/デジタルベーシック/デジタルライト 施設利用サービス Ocean200plus/Ocean200/Ocean160plus/Ocean160/Ocean30/Ocean8 プレミアム/スタンダード/エコノミー ケーブルプラス電話 のいずれかを利用している加入者	650 円 (税込 715 円)
上記以外の世帯または法人	800 円 (税込 880 円)

2. 機器料金

項目	料金	その他
購入	15,000 円 (税込 16,500 円)	保証期間 1 年
レンタル (月額)	300 円 (税込 330 円)	

3. 機器取付工事費

項目	料金
取付工事費	10,000 円 (税込 11,000 円)